

核融合科学研究所運営連絡会議設置規則

制 定 令和5年2月28日 核研規則第12号

(設置)

第1条 核融合科学研究所（以下「研究所」という。）の組織運営を円滑ならしめ、適正な学術経営を推進するとともに、研究所に置く内部組織の連絡を図るため、研究所に運営連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について審議、必要に応じて学術経営会議へ提言する。

- (1) 研究所に置く各内部組織の所掌事項に関して直面する課題と、その解決策
- (2) 研究所に置く各内部組織の所掌範囲を超えて取り組むべき課題と、その解決策
- (3) その他、研究所の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 連絡会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 副所長
- (3) 管理部長
- (4) 技術部長
- (5) 研究部長
- (6) 核融合科学学際連携センター長
- (7) 六ヶ所研究センター長
- (8) 安全衛生推進センター長
- (9) 情報システム・セキュリティセンター長
- (10) プラットフォーム企画室長
- (11) 研究教育改善室長
- (12) 広報室長
- (13) その他所長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第1項第13号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(議長)

第5条 連絡会議は、所長が招集し、その議長となる。

- 2 所長に事故あるときは、あらかじめ所長が指名した者が議長となる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、管理部総務企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。